

「KOBELCO グループ 贈収賄防止ポリシー」への
ご理解とご協力をお願い

お取引先の皆様へ

KOBELCO グループにおいては、これまでも、国内外の公務員の職務遂行に関する不正な利益の供与等および商業賄賂を防止するため、贈収賄防止に関する法令を遵守することを社内規程で定めるほか、遵守事項に関するガイドラインやマニュアルを作成し、従業員教育等を通じてその周知徹底を図って参りました。

また、KOBELCO グループにおいては、いかなる理由があろうとも、贈収賄行為を承認・許容しないのみならず、贈収賄等の不正の手段によらなければ得られない利益は求めないという姿勢を明らかにするべく、「KOBELCO グループ 贈収賄防止ポリシー」を制定し、公表しております。KOBELCO グループは、これからも、本贈収賄防止ポリシーに基づき、贈収賄防止の取組みを一層強化し、贈収賄防止規制を遵守した事業活動を行って参ります。

贈収賄防止の徹底は、KOBELCO グループにおける取組みのみによって実現されるものではなく、お取引先の皆様のご理解とご協力が不可欠です。お取引先の皆様におかれましては、本贈収賄防止ポリシーの趣旨をご理解いただき、贈収賄防止の徹底に何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

2024年4月
株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長
勝川 四志彦

KOBELCO グループ 贈収賄防止ポリシー

1. 株式会社神戸製鋼所およびその子会社（以下「KOBELCO グループ」と総称します。）は、日本国内外問わず、適用を受け得る全ての贈収賄禁止法令・ガイドライン等（以下「贈収賄禁止法令等」といいます。）を遵守し、いかなる理由があろうとも、贈収賄行為を承認、許容することはありません。
2. KOBELCO グループは、贈収賄禁止法令等に違反する行為を未然に防止する上で必要な制度の整備および運用を行うとともに、贈収賄禁止法令等に違反する行為やその疑いを早期に発見するよう努めます。KOBELCO グループにおいて贈収賄禁止法令等に違反する行為やその疑いが認知された場合には、KOBELCO グループは、速やかに事実関係を調査のうえ、贈収賄禁止法令等に違反する行為の停止、贈賄と評価されるおそれのある支払の停止、関係当局への通報や調査協力等の適切な措置を講じます。
3. KOBELCO グループは、KOBELCO グループの取締役および執行役員ならびに従業員および嘱託その他の者（以下「従業員等」と総称します。）に対して、贈収賄禁止法令等および KOBELCO グループの関係規程を遵守するよう要請します。KOBELCO グループの従業員等において贈収賄禁止法令等または KOBELCO グループの関連規程に違反する行為が認められた場合には、KOBELCO グループは、就業規則等に基づき当該従業員等を厳正に処罰します。
4. KOBELCO グループは、KOBELCO グループとお取引いただいている代理店、代理人、エージェント、コンサルタント、販売業者等（以下「ビジネスパートナー」と総称します。）に対しても、贈収賄禁止法令等を遵守いただくよう要請します。万一、KOBELCO グループのビジネスパートナーにおいて贈収賄禁止法令等に違反する行為が認められた場合には、KOBELCO グループは、本贈収賄防止ポリシーに則り、取引の拒絶を含め厳正に対処します。